

JIS

シーリングローゼット

JIS C 8310 : 2000

(JEWA/JSA)

(2006 確認)

平成 12 年 12 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本配線器具工業会(JEWA)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによってJIS C 8310 : 1992は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、定格電圧、寸法などについて改正を行った。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 27. 4. 14 改正：平成 12. 12. 20

官 報 公 示：平成 12. 12. 20

原案作成者：社団法人 日本配線器具工業会（〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町13丁目4第11村上ビル：TEL. 03-5640-1611）

財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24：TEL. 03-5770-1573）

審 議 部 会：日本工業標準調査会 電気部会（部会長 小田 哲治）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室〔〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1：TEL. 03-3501-1511（代表）〕にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

シーリングローゼット

C 8310 : 2000

Ceiling rosettes

1. 適用範囲 この規格は、周波数50 Hz又は60 Hzの交流250 V以下の電路に使用するシーリングローゼット⁽¹⁾について規定する。

注⁽¹⁾ シーリングローゼットとは、屋内天井の水平なところに取り付け、照明器具の電源を接続し、主として照明器具をつり下げるものをいう。

引掛シーリングキャップ又は引掛シーリングボディにプラグを差し込むための差込口をもつもの及び照明器具をつり下げることができない構造のものを含む。ただし、次に示すものは、この規格に含まれない。

a) 電氣的接続と機械的接続とが別々のもの。

b) 引掛刃を照明器具の本体部分に組み込んだもの。

備考 この規格に定める引掛シーリングキャップ又は引掛シーリングボディと組み合わせることができるねじ込みソケット付引掛シーリングキャップ、ライティングダクト用引掛シーリングボディなどのアダプタの引掛刃又は引掛刃用刃受部の性能及び寸法については、この規格で規定する性能及び寸法を適用する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8306 配線器具の試験方法

JIS C 8340 電線管用金属製ボックス及びボックスカバー

JIS C 8425 屋内配線用合成樹脂線び(樋)

JIS H 3100 銅及び銅合金の板及び条

JIS H 3110 りん青銅及び洋白の板及び条

3. 定義 この規格で用いられる主な用語の定義は、次による。

a) **引掛シーリングローゼット** 引掛シーリングキャップと引掛シーリングボディで構成され、引掛シーリングキャップの引掛刃で引掛シーリングボディの引掛刃用刃受部にかん合することによって、電氣的及び機械的に接続ができるようにしたもの。

b) **引掛シーリングキャップ⁽²⁾** 引掛部、コード接続部及び絶縁物によって構成され、引掛刃で引掛シーリングボディにかん合及び取外しができる構造のもの。

注⁽²⁾ 特に区別しない限り、以下、キャップという。

c) **引掛シーリングボディ⁽³⁾** 引掛刃用刃受部、配線接続端子及び絶縁物から構成され、引掛シーリングキャップと電氣的及び機械的に接続ができ、造営材などに固定できる構造のもの。

注⁽³⁾ 特に区別しない限り、以下、ボディという。

d) **引掛シーリングロック付キャップ⁽⁴⁾** 引掛シーリングキャップにロック用つまめ及びロック解除ボタンから構成